平成２８年（フ）第２５号
鹿児島県出水市麓町1476番地　西之口団地２棟206号
債務者　藤本　照美
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
茨城県稲敷市蒲ケ山1274番地５
債務者　川原場千恵子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
茨城県取手市小文間3721番地　大利根住宅98号
債務者　安藤　　昇
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
茨城県龍ケ崎市佐貫町794―29、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市川原代町2320番地
債務者　山田由美子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
茨城県龍ケ崎市羽原町1760番地の12
債務者　山崎　愛子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
茨城県稲敷市江戸崎甲701番地２
債務者　坂本喜代美
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
石川県白山市宮保町884番地、従前の住所金沢市間明町２丁目24番地３
債務者　上田　貴子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０号
宮城県栗原市若柳字川南堤通20番地１　有料老人ホーム　シエスタ堤通り
債務者　高橋　正夫
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
長野県諏訪市中洲4497番地２　サンハイムみずきＡ103
債務者　淺川　　孝
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第３０１号
兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町１丁目９番７号鈴蘭荘12号
債務者　枡本　直樹
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０号
兵庫県洲本市物部３丁目11番39号、主たる営業所兵庫県洲本市下加茂１丁目１―49　ヒルズ下加茂１階
債務者　福乃家こと　福島　茂樹
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第８５号
愛媛県松山市北斎院町289番地１　清香マンション101号
債務者　宮崎　　前
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２号
愛媛県西条市小松町大頭甲1085番地１　道前荘
債務者　本谷　光男
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３０号
福岡県宮若市宮田202番地１
債務者　山下　仁美
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第３１号
福岡県宮若市宮田202番地１
債務者　山下　将之
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第９３号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1405番地１　サン・シャルムｋｉｋｕ201号
債務者　髙木　浩一
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
大分県豊後大野市三重町久田793番地３
債務者　小高　正彦
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大分地方裁判所竹田支部